

愛知県地域医療計画における新基準病床数（案2）について

平成20年3月31日付け健感発第0331001号による厚生労働省健康局結核感染症課長通知「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」の一部改正に基づき算定する。

「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」の一部改正について  
平成20年3月31日  
健感発第0331001号

全県を区分として次に掲げる式により算出した数

A : 本県の1日あたりの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数

B : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数

C : 区域における年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じて定められた係数

年間新規結核患者数	係数
99人以下	1.8
100人以上499人以下	1.5
500人以上	1.2

D : 1  
ただし、重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他の区域の事情に照らして1～1.5の範囲で知事が特に定めた場合はその係数

E : 本県の慢性排菌患者のうち入院している者の数

算定式： $A \times B \times C \times D + E$   
 $= 1.81 \times 55.8 \times 1.2 \times 1 + 0$   
 $= 121.20 = \underline{\underline{121.2}}$

<比較>

○ 指数

	23年3月時点	28年3月時点	30年3月時点
A	1.96	2.00	1.81
B	71.2	64.0	55.8
C	1.2	1.2	1.2
D	1.28	1.16	1
E	3	2	0

○ 基準病床数

医療計画（23年3月）	医療計画（28年3月）	医療計画（30年3月）
218床	183床	121床

<計算の内訳>

指数	数値	数値の説明
A	1.81	1日当たりの法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者数 28年 県全体で660人÷365日=1.81
B	55.8	法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数 28年 県全体で36,832日÷660人=55.8
C	1.2	区域における法12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じ、それぞれに定める係数 28年「1,270人」 500人以上→1.2
D	1	1 *ただし、重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他の区域の事情に照らして1～1.5の範囲で知事が特に定めた場合はその係数
E	0	本県の慢性排菌患者のうち入院している者の数 26年から28年までの患者の平均とする

○現在の入院患者数との比較について

患者数の推移は若干の減少傾向にあり、1日の最大勧告入院患者数は、26年は「160人」、平成27年は「114人」、平成28年「120人」であった。

そのため、基準病床数案の「121床」は、入院が必要な患者の受入れには、支障ない状況と考える。